

加西市告示第125号

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する特定空家等であると認められた次の建築物及びこれに附属する工作物及び立木その他土地に定着する物（以下「建築物等」という。）について、その所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）を確知できないため、法第22条第10項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和8年8月17日

加西市長 高橋 晴彦



1 対象となる特定空家等の概要

- (1) 所在地 加西市北条町横尾字田ノ垣内214番地1
- (2) 家屋番号 30番
- (3) 構造・種類 木造瓦葺2階建（店舗）
- (4) 延床面積 122.96㎡

2 所有者等に命ずる必要な措置

- 1の特定空家等を除却すること。

3 所有者等に命ずる必要な措置の内容

1の特定空家等は、屋根及び外壁が大破、一部倒壊していることから、近隣住民の生命・身体・財産に被害等が及ぶおそれがある状態であるため。

4 措置の期限 令和8年9月30日

5 加西市長による措置

1の特定空家等の所有者が、4の措置の期限までに2の措置を行わないときは、加西市長又はその命じた者若しくは委任した者（以下「市長等」という。）が法第22条第10項の規定により当該措置を行う。

6 動産の取扱い

市長等が2の措置を行うときは、建築物等及び敷地内に残置されている動産等を移動又は撤去する。動産等について権利等を主張しようとする者は、4の期限までに当該動産等を運び出し、又はその物を指定して保管し、若しくは引き渡すよう8の問合せ先へ通知すること。

7 費用の回収

市長等が2の措置を行った場合において、所有者等が後で判明したときは、所有者等から当該措置に要した費用を徴収する。

8 問合せ先

加西市政策部防災課

電話 0790-42-8751